

○板倉町文化功績者表彰要綱

(平成23年7月1日教育委員会告示第10号)

改正 令和2年3月27日教委告示第4号

令和2年5月26日教委告示第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、板倉町の文化の振興に寄与し、その功績が顕著であると認められる個人及び団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考委員会)

第2条 板倉町教育委員会に板倉町文化功績者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 選考委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 板倉町教育委員会教育長
- (2) 板倉町文化協会長
- (3) 板倉町社会教育委員会議議長
- (4) 板倉町立学校代表校長
- (5) 板倉高等学校長

3 選考委員会の会長は教育長とし、副会長は必要に応じ定めるものとする。

(審査及び決定)

第3条 被表彰者については、教育機関、各種団体及び個人から推薦された者について選考委員会で審査し、決定する。

(表彰の種類)

第4条 表彰は、文化功績賞とし、教育長が行う。

2 表彰の該当年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(文化功績賞)

第5条 文化功績賞は、次の各号に該当する者で功績顕著なものに対して贈ることができる。

- (1) 小・中学生については、次のいずれかの成績をおさめた者
 - ア 県コンクールなどにおいて3位以内に入賞した者
 - イ 県コンクールに準ずるコンクールなどにおいて最高の賞を受賞した者
 - ウ 県を代表して関東又は全国コンクールなどに出場した者
- (2) 高校生及び一般については、次のいずれかの成績をおさめた者
 - ア 県コンクールなどにおいて3位以内に入賞した者
 - イ 県コンクールに準ずるコンクールなどにおいて最高の賞を受賞した者
 - ウ 県を代表して関東又は全国コンクールなどに出場した者
 - エ 国際コンクールなどに出場した者
 - オ 国民文化祭に出場した者及び上記成績に準じる者で選考委員会が認めた者

(推薦書の提出)

第6条 教育機関、各種団体及び個人は、当該年度において前条の規定に該当するとみなされるときは、その功績内容を調査し、所要の資料を添えて板倉町文化功績者推薦書(別記様式第1号)により教育委員会事務局へ提出するものとする。

(表彰の方法及び時期)

第7条 表彰は、表彰状及び記念品等を授与して行う。

2 表彰は、毎年1回教育委員会が適当と認めた日に行うものとする。

(死亡後の表彰)

第8条 この要綱により被表彰者と決定(死亡後の決定を含む。)され、表彰日前に死亡したときは、その表彰は遺族におくって追彰する。

(委任事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(要綱等の廃止)

2 板倉町体育・文化功績者表彰要綱(平成17年教育委員会告示第2号)は、廃止する。

(経過措置)

3 平成23年4月1日から9月30日までの推薦書が提出されたものは平成23年度で表彰し、平成23年10月1日から翌年3月31日までの推薦書が提出されたものは平成24年度で表彰し、平成24年度以降は、毎年4月1日から翌年3月31日までの推薦書が提出されたものは、翌年に表彰する。

附 則(令和2年3月27日教委告示第4号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年5月26日教委告示第7号)

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第6条関係)

板倉町文化功績者推薦書

[別紙参照]